

2. 個人データの第三者提供について

本財団は、個人データをあらかじめ本人の同意を得て第三者（外国にある者を含む。）に提供することがあります。

この他、本財団は、個人情報の保護に関する法律第 27 条第 2 項の規定に基づき、個人データをその利用目的の達成に必要な範囲内で第三者に提供することがあります。この場合、本財団は第三者への提供する個人データの利用目的、個人データの項目、取得の方法、提供の方法等について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出を行います。